

記入例

出生児育児休業(産後パパ育休)・育児休業取得申請書

株式会社A T

代表取締役 津田篤志様

下記のとおり出生児育児休業（以下、産

事業所名	勤務地でなく所属を記入
出産予定日	年 月 日
申請期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
備考	

- 妊娠40週〇日目の自然分娩の予定日を記載ください
計画分娩で出産が早まることが予め分かっている場合は、必ず備考欄へ計画分娩の予定日を記載ください

- 申請期間の終了日が土・日・祝もしくは公休日にあたる場合
も暦日通りの年月日で記載ください
例：産後パパ育休取得で4週(28日間)目が5/4(祝・みどりの日)の場合
→申請期間終了日を 令和〇年5月4日まで と記載

- 出産予定日より取得申請可
- 母子手帳表紙のコピー（保護者添付の上、申請ください。
※予定日がわかるもの…母子手帳）
- 産後パパ育休の場合、出産日によりの取得対象期間が下記のとおり変わります。
<出産予定日前に子が産まれた場合>出生日の翌日から8週間までの間で28日
<出産予定日後に子が産まれた場合>出産予定日から出生日+出生日翌日から8週間までの間で28日
- 産後パパ育休、育児休業いずれも2回まで分割取得が可能です。産後パパ育休を分割取得される場合に限り、取得申請時点で申出が必要となります。育児休業については、都度取得申請ください。
- 産後パパ育休と育児休業期間中は、条件を満たす場合、社会保険料免除制度があります。
- 「出生後休業支援給付金制度」ご利用希望の方で、配偶者が無職である場合は、「育児休業申請書」提出時に配偶者に関する以下の書類が必要となりますので予めご用意下さい。
 - 配偶者含む世帯全員が記載された住民票（続柄あり）の写し等
 - 配偶者の直近の課税証明書（無収入であることの確認のため）

※上記（2）について、追加の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、予めご承知おき下さい。

注意) 各種手続きを進めるため必要ですので、お早めにご提出ください。

またこの申請書が本部に届いた後、出生後に提出いただく育児休業申請書等をお送りしますので出産日が確定しましたら、出生済み証明書を添付の上、ご提出ください。

出生児育児休業(産後パパ育休)・育児休業取得申請書

株式会社A.T.

代表取締役 津田篤志様

下記のとおり出生児育児休業（以下、産後パパ育休）・育児休業を取得したく、申請いたします。

令和 年 月 日

事業所名		氏名	
出産予定日		令和 年 月 日	
申請期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
備考			

- 出産予定日より取得申請可
 - 母子手帳表紙のコピー（保護者氏名入）と出産予定日がわかるもののコピーをそれぞれ添付の上、申請ください。
※予定日がわかるもの…母子手帳の予定日を記載したページも可
 - 産後パパ育休の場合、出産日によりの取得対象期間が下記のとおり変わります。
<出産予定日前に子が産まれた場合>出生日の翌日から 8 週間までの間で 28 日
<出産予定日後に子が生まれた場合>出産予定日から出生日 + 出生日翌日から 8 週間までの間で 28 日
 - 産後パパ育休、育児休業いずれも 2 回まで分割取得が可能です。産後パパ育休を分割取得される場合に限り、取得申請時点で申出が必要となります。育児休業については、都度取得申請ください。
 - 産後パパ育休と育児休業期間中は、条件を満たす場合、社会保険料免除制度があります。
 - 「出生後休業支援給付金制度」ご利用希望の方で、配偶者が無職である場合は、「育児休業申請書」提出時に配偶者に関する以下の書類が必要となりますので予めご用意下さい。
 - 配偶者含む世帯全員が記載された住民票（続柄あり）の写し等
 - 配偶者の直近の課税証明書（無収入であることの確認のため）
- ※上記（2）について、追加の証明書類の提出をお願いする場合がありますので、予めご承知おき下さい。

注意）各種手続きを進めるため必要ですので、お早めにご提出ください。

またこの申請書が本部に届いた後、出生後に提出いただく育児休業申請書等をお送りしますので出産日が確定しましたら、出生済み証明書を添付の上、ご提出ください。